

ペットと防災対策

資料提供 深作恵先生

人とペットの

災害対策

ガイドライン

この講演は環境省が作成した
「人とペットの災害対策ガイドライン」をもとに、
神奈川県獣医師会での取り組みも踏まえ、
簡潔にまとめたものになります。
インターネットでダウンロードできますので、
ご興味のある方は探してみてください。



自助が基本

1 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあって、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペッ

トが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅（復興住宅等を含む。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

人とペットの災害対策ガイドライン
環境省発行（H30.3）より抜粋

自助が基本

簡単にいうと、急に起きる災害では、
国はすぐに大きくは動きません（公助）。

その間はできる限り自分のことは自分で（自助）。

人命救助が第一優先なので、ペットは自助が基本です。

他人に迷惑をかけないようにして下さい。

そして、できれば隣の人と助け合いながら
頑張りましょう（共助）。

と書かれています。

発災前にできること

災害時の心得として飼い主ができること

- ① 自宅での災害対策
- ② ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ③ 迷子にならないように飼い主の明示（マイクロチップなど）
- ④ ペットの躰と健康管理（予防接種、ノミ・ダニの予防など）
- ⑤ 地域での良好な環境づくり
- ⑥ 避難場所や避難ルートの確認

自宅の災害対策

- ・ 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・ 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ・ ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保



犬用の避難用品や備蓄品 チェックリスト

- ・フード少なくとも5日分（処方食はそれ以上） ・ 食器
- ・ 水 ・ 水を入れる器
- ・ 処方薬（フィラリア予防薬やノミ・ダニ用の予防薬を含む）
- ・ リード（繋ぐための鎖・ロープ等）
- ・ キャリー・ケージ等
- ・ フン処理袋
- ・ ペットシート
- ・ ウェットティッシュ・ティッシュ・ゴミ袋（ビニール）
- ・ タオル（普段使っているもの）
- ・ お気に入りのおもちゃ
- ・ ガムテープ・ひも・カッターナイフ・マジックペン
- ・ 動物の写真（飼い主と一緒にのもの）（携帯に保存しておく）
- ・ 健康情報の記録（手術既往歴・ワクチン・疾患名等）
- ・ 犬用のくつ（歩かせて避難するとき）
- ・ 犬用ライフジャケット（歩かせて避難するとき）
- ・ 口輪（歩かせて避難するとき）

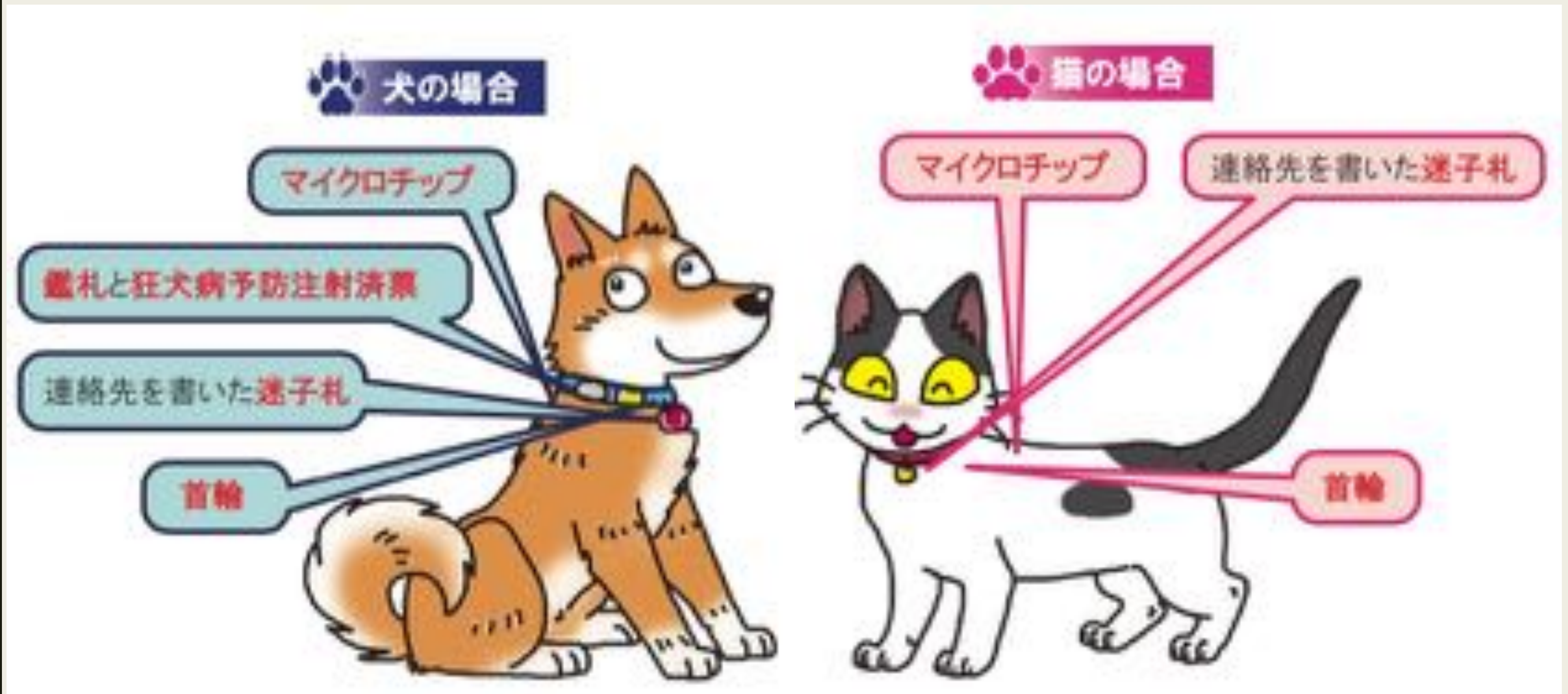


猫用の避難用品や備蓄品 チェックリスト

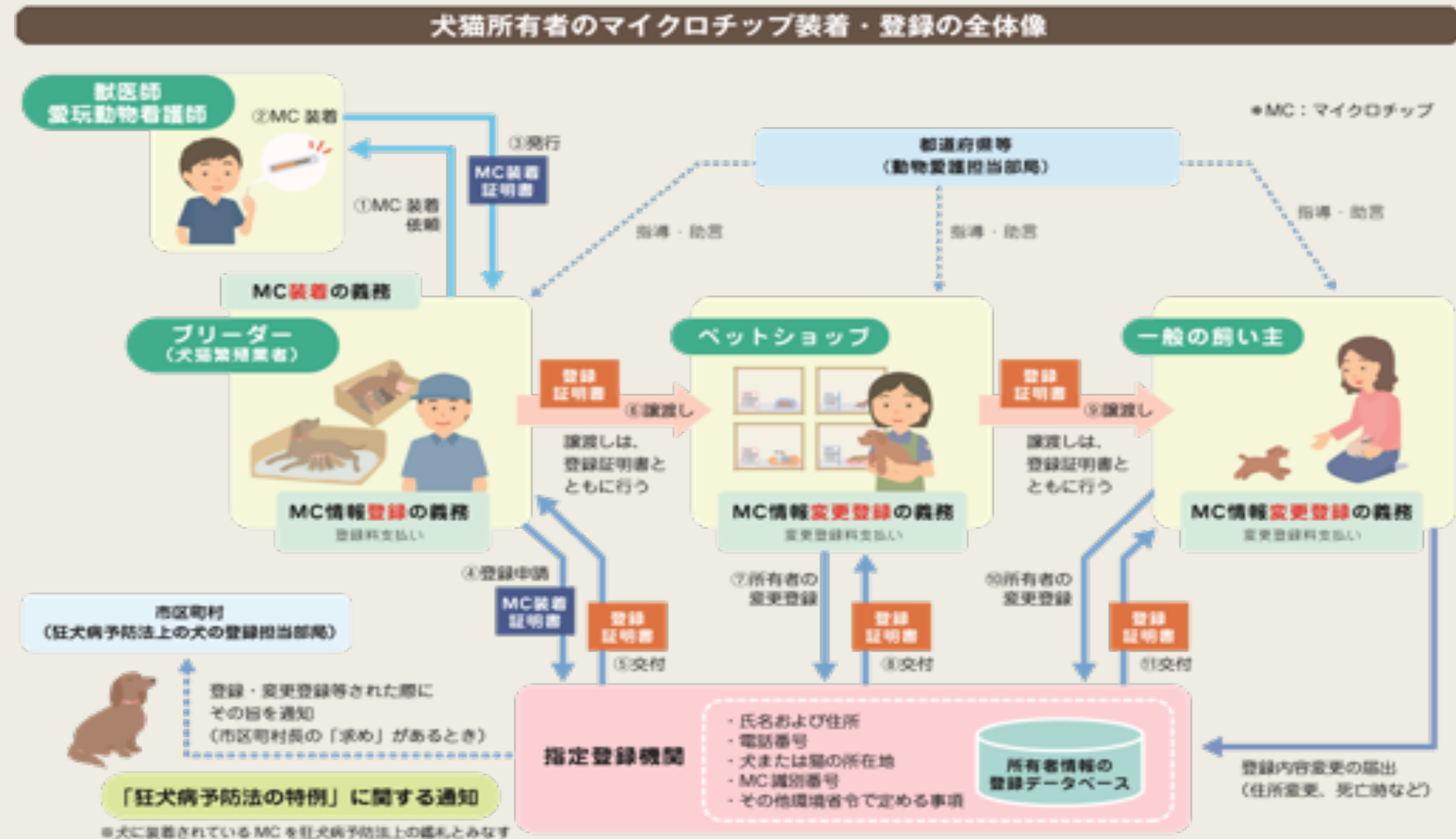
- ・フード少なくとも5日分（処方食はそれ以上）・食器
- ・水・水を入れる器
- ・処方薬（フィラリア予防薬やノミ・ダニ用の予防薬を含む）
- ・リード（ハーネス等）
- ・キャリー・ケージ等
- ・フン処理袋
- ・ペットシート・新聞紙（猫砂の代用）
- ・ウェットティッシュ・ティッシュ・ゴミ袋（ビニール）
- ・タオル（普段使っているもの）
- ・お気に入りのおもちゃ
- ・ガムテープ・ひも・カッターナイフ・マジックペン
- ・猫用洗濯ネット
- ・動物の写真（飼い主と一緒にのもの）（携帯に保存しておく）
- ・健康情報の記録（手術既往歴・ワクチン・疾患名等）



飼い主の明示 (ペットが行方不明にならないために)



マイクロチップ情報登録制度



●犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。

●MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

ペットのしつけ

発災時に飼い主さんがペットを連れて避難しようとしても、
ペットがパニックになり、いつもと違う行動をとることがあります。
落ち着いて行動するには普段からキャリーバックなどに入ることを嫌がらないことや、
犬の場合は「待て」や「おすわり」など最低限のしつけと
決められた場所でトイレができるようにしておく
避難所での生活で、他の人に迷惑をかけることが減るだけでなく、
ペット自身のストレス軽減につながります。

ケージ&リード

ケージに入れてないと恐怖や不安で逃げてしまうこともあります。
また、実際に避難所で逃げてしまった事例もあります。
うちの子は絶対に逃げないという過信は禁物です。
必ず小～中型犬・猫はケージに入れてください。
大型犬は必ずリードをお願いします。
基本的に自宅とは違い、ご近所の方も含め他の人と共同で生活をします。
動物が苦手な人もいます。
また、避難所にケージの準備はありません。
必ずご自身で用意してください。

ケージに慣らすには

外出する時に使うだけでなく、日頃から扉を開けた状態で部屋に置き、ペットがくつろいだり眠ったりする「安心できる場所」として慣らすことで、速やかな退避行動ができ、避難生活での使用においてもストレス軽減につながります。

ケージに慣らすには（猫）

1 おやつなどで、ケージの入口近くに誘導し、さらにケージの中から奥へ誘導する。 	2 ケージの中でおやつなどを食べさせる。 なるべくほめる 	3 おやつなどで誘導しながらケージの外に出す。また中に誘導して食べさせる。 
4 扉を開けたまま、おやつやフードを入れた食器を置いて、ケージの中で食べさせる。 	5 1～4を繰り返し行い、慣れてきたら、食べている間に扉を閉める。 静かに閉める 	6 食べ終わる前に扉を開け、閉じ込められたと思われないようにする。 扉を閉める時間を少しずつ長くする 

不必要に吠えないようにする

- ・ 要求のために吠える

吠えた時に要求を満たしたり、反応したりしていると、意思が通るまで吠え続けるようになります。大人しくしている時に褒めるなど、静かにすることに関心を向けるようにしましょう。

- ・ 恐怖や不安によるもの

社会的環境に慣れていないと、見慣れない人を見たり、飼い主が離れたりしたただけで強い不安感を感じて吠えることがあります。

人や動物や生活音に慣らすなどして適切な社会経験を積ませることや、ペットだけで過ごす時間に慣れさせることが大切です。

＊ 程度により専門的な対応が必要な場合もあります。

必要に応じて、かかりつけの獣医師や訓練士などの専門家に相談してみてください。

ペットの健康管理

- ・ 狂犬病ワクチン
- ・ 混合ワクチン
- ・ ノミ、ダニの予防

狂犬病を防ぐために

犬の飼い主が守るべき**3**つの義務があります



飼い犬の
自治体への
登録



狂犬病
予防注射
の接種



鑑札・
注射済票
の装着

上記は狂犬病予防法に基づいた義務であり、
違反した場合罰則の対象となります。



マイクロチップを装着している場合は、環境省への登録が義務づけられています。

狂犬病は、犬だけでなく、**人にもうつる病**気です。
発症した場合、**ほぼ100パーセント死**に至ります。

狂犬病予防接種は法的義務
未接種の場合

→地域によっては避難所に入れないことも

注射済票がない場合
→再度注射をすることになる

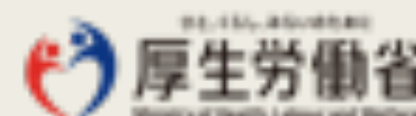


詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「狂犬病について」をご覧ください。

狂犬病 厚生労働省

検索

お問い合わせは最寄りの
保健所、市町村の担当窓口まで。



混合ワクチン

体内に免疫を上げるために感染力が（ほとんど）ない
ウイルスなどを注射で入れます。

わんちゃん・猫ちゃんそれぞれの感染力の強い風邪や下痢を
ターゲットに作られています。

個体管理と群管理

個体管理

→わんちゃん・猫ちゃんを飼っている方は
通常、個体管理を行っています。

群管理

→なるべく多くの動物を生かすための管理方法です。
一般的な飼い方とは少し異なり、避難所などでは
避難してきた動物たちを一つの群れと考え、
管理を行います。

例えば

個体管理の場合は怪我・病気など、その子に合った治療法を模索していきます。
重症度・優先度をつけるとうすると、
命に関わるかが最大のポイントになります。

群管理では、その病気が全体に広がるリスクがあるかどうかで判断します。
この病気が広がると全員が危ない、というものから優先度を決めていきます。
感染症の流行を抑えることが一番大事なことになります。

ノミ・ダニの予防

ノミ・ダニは動物だけでなく、人にも病気をもたらす存在です。
医薬部外品(ノミ取り首輪など)では効果は不十分です。
必ず動物病院で処方されたものを使用してください。



ノミ

気温13℃、湿度50%以上で発育可能。

寄生されてしまうと

- ・ 頻繁に体が痒くなる
- ・ 手や足、前歯で体を噛んでしまう
- ・ 肌が点々と赤くなってくる
- ・ 部分的に毛が抜ける



マダニ

SFTS等はマダニが媒介する。

寄生されてしまうと

- ・ 発熱、食欲低下、吐気、腹痛、下痢、頭痛、筋肉痛、意識障害と様々
- ・ 人間にも感染があり、致死率は30%

避難が必要になったら

避難をする際の注意点

歩かせて避難する場合

- ・ 靴を履かせるか、足に布などを巻いて保護をする。
- ・ 人ごみの中では口輪をつける・

ケージやキャリーバッグに入れて避難する場合

- ・ 蓋が開かないようにガムテープや紐で固定する。
- ・ ジッパー部分にもテープを貼る。



避難所に避難する。ペットはどこに？

同行避難と同伴避難は違います。

同行避難（避難行動）

→ペットと一緒に避難所に逃げることを指します。

同伴避難（状態）

→避難して、ペットを飼育すること。

同行避難と混同しがちですが、別の意味です。

避難所には 動物が好きじゃない人もいます

- ・ アレルギー
- ・ 鳴き声
- ・ 排泄物
- ・ 臭い
- ・ 怖い
- ・ 乳幼児/子供への影響
- ・ 感染症

などなど

東日本大震災での事例

東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルでは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情が最も多かった。その他、「避難所で犬が放し飼いされ、寝ている避難者の周りを動き回っていた」、「ペットによる子供への危害が心配」、「ノミが発生した」など、飼い主による適正な飼育が行われていないことによるトラブルが多く見られた。また、「アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況があった」など健康への影響についての報告があるほか、「他の避難者とのバランスを考慮して貰えず、自分のペットへの過度の要望を通そうとする避難者がいた」など、飼育マナーに関する意見も各地で報告されている。

環境省 ガイドラインより抜粋

避難所生活が長期になりそうなら

台風などで、一時的な避難ならいいですが、
地震など、**長期的な避難所生活**になりそうなら、
どのように動物と避難生活を送ればいいのでしょうか？

動物の避難場所

- 在宅避難
- ペットが慣れている親戚や知人宅に一時預かってもらう。
- 動物病院
- 民間団体の施設（ペットホテル等）など
 - * 後日トラブルが生じないよう、条件・期間・費用などは事前に確認をしておきましょう。
- 避難所

車の中で管理を選択する人も

(東日本大震災)



(熊本地震)

避難所での中長期管理なら 飼い主の会（仮）の結成

ペットの飼育・衛生管理などは飼い主さんが責任を持って行ってください。

ただし、一人では限界もあります。

代表者を決めて飼い主さん同士が協力体制をとって各避難所ごとに
ルールを作成しましょう。

ただし、代表者は全責任を負うのではなく、

あくまでも各避難所の担当者との窓口役です。

ご自身のペットの責任はご自身にあることをお忘れなく！

基本的なペットの 飼育ルール・例

- ペットの世話は、ペットの一時飼育場所において、飼い主もしくは飼い主の会が行うこと。
- ペットが入れる場所を限定する。
- ペットの所有者が誰であるか明示すること。
など。

＊基本的には避難所ごとに飼い主の会と避難所の運営責任者で話し合ってルールを作ってください。

皆さんが被災した時は...

被災するのは一般の方だけではありません。
お医者さんだって、市町や県の役所の方だって、
私たち獣医師だって、同じ地域の方は全員が被災しています。

私たち獣医師会は、災害があった時には
何か力になれることを探して、お手伝いします。
それは役所の皆さんも同じ気持ちだと思います。
ですので、ぜひ自助と共助の気持ちを持って
みんなで災害対策を行なっていきましょう。